

平成31年度
茨城県医師修学資金貸与制度のご案内

茨城県保健福祉部医療局医療人材課

平成 31 年度茨城県医師修学資金貸与制度のご案内

1 修学資金制度

この制度は、県内の医師が不足する地域において知事が指定する医療機関等で、将来医師の業務に従事しようとする方に対して修学資金を貸与しようとするものです。

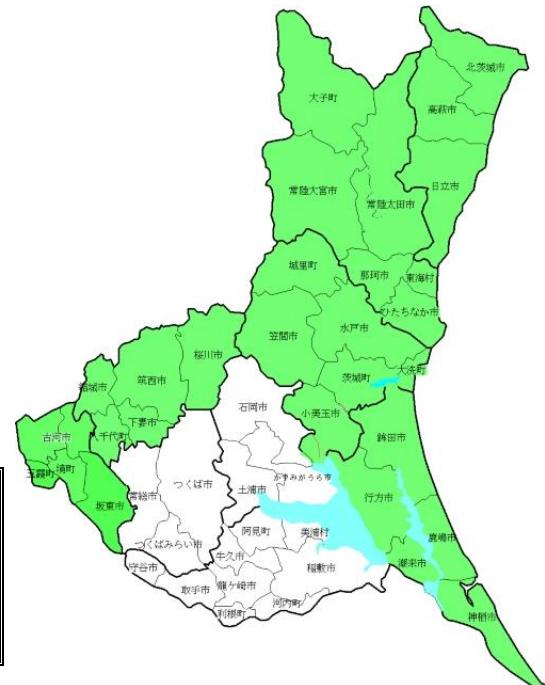
なお、大学卒業後、知事が指定する医療機関等において、貸与を受けた期間と同じ期間（貸与期間が 3 年未満の場合は 3 年間）、医師として勤務した場合は返還を免除します。

（医師不足地域に該当する二次保健医療圏）

○水戸 ○日立 ○常陸太田・ひたちなか

○鹿行 ○筑西・下妻 ○古河・坂東

※ 該当するのは右図で色塗りの市町村



卒業後に従事する医療機関等について

茨城県地域医療支援センターにおいて、医師であるキャリアコーディネーターが、本人の希望等を聞きながらキャリアパスを作成し、従事する医療機関等を一人一人個別に指定します。

2 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

(1) 茨城県外の大学（大学院を除く）の医学部に在籍する者（新 1 年生については、各大学医学部入学試験の受験生又は合格者）で、次のいずれかに該当する者

- ①茨城県内の高等学校等を卒業（見込みを含む）した者
- ②茨城県内に居住する者の子

(2) 筑波大学医学群医学類に在学する者（県内出身・県外出身は問わない）

3 貸与金額 月額 150,000 円（平成 28 年度以前入学者は、100,000 円となります。）

4 選考方法 書類審査及び面接

【面接日】平成 31 年 3 月 23 日（土）

【面接場所】茨城県庁会議室（予定）

5 貸与人数等 【人数】20 名程度（予定） 【学年】1 年生～6 年生（平成 31 年 4 月 1 日現在）

6 応募期間 平成 31 年 3 月 1 日（金）～3 月 15 日（金）

7 提出書類

	受験生（現役）	受験生（浪人）	医学部在学生
1 修学資金貸与制度応募書兼面接申込書※	○（受験生用）	○（受験生用）	○（在学生用）
2 応募理由書	○	○	○
3 誓約書	○	○	○
4 修学資金貸与制度面接票	○（受験生用）	○（受験生用）	○（在学生用）
5 高等学校等の卒業証明書	○（見込証明書）	○（卒業証明書）	○（卒業証明書）
6 所属する大学の在学証明書	—	—	○
7 医学部合格を確認できる書類	○	○	—
8 保護者の申請前年の所得証明書	○	○	○
9 返信用封筒（封筒は原則、定型長形 3 号とし、応募者の住所・氏名・郵便番号を記載し 82 円切手を貼付する）	○	○	○

※ 応募期間中の申込時の状況が、**合格発表前**あるいは**合格発表後（補欠合格）**の場合は、

申請者はその後の状況を**3 月 22 日（金）**までに**県医療人材課へ必ず連絡**してください。

なお、期日までに連絡がないと申請は無効となりますので、ご注意ください。

8 面接後の手続

提出書類及び面接結果をもとに審査し、貸与者を決定いたします。貸与決定後、修学資金貸与のための契約を締結いたします。その際、連帯保証人（独立の生計を営む人2名）を決めていただきます。ご家族と事前によく相談してください。

9 返還の免除等

○全額免除

大学卒業後、1年6ヶ月以内に医師免許を取得し、直ちに医師不足地域の医療機関において医師の業務に従事していただきます。貸与期間が6年間の場合は、従事した期間が6年に達したとき、免除となります。

- ※ 従事期間は、貸与期間と同じ期間となります。ただし、貸与期間が3年未満の場合は、従事期間は3年となります。
- ※ 大学院の医学を履修する課程に在学している期間や、育児休業等やむを得ない事由により医師業務の従事等ができない期間は、従事期間に含まれません。
- ※ 医師不足地域内では受けることが困難な専門研修を、1年を限度として、県内の医師不足地域外で行うことを可能とします。また、県内では研修ができない特殊な技能習得等に限り、県外での研修を認めます。この場合に、県内での研修は従事期間に算入し、県外での研修は従事期間に算入しない（猶予扱い）こととします。

○裁量免除

災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき、その他特に必要と認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除します。

- ※ 初期臨床研修を医師不足地域外の県内の医療機関及び県外の医科大学の附属病院で行った場合は、その期間、返還は猶予されます。

10 修学資金の返還

返還の免除事由（9 返還の免除等）に該当しなかったときは、貸与を受けた修学資金に、利息※を付した金額を、返還義務が生じた日から1月以内に、全額一括返還していただきます。

- ※「利息」とは・・・修学資金の貸与を受けた日の翌日から卒業の日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額（医師不足地域内の医療機関等での勤務中は、利息はかかりません。）

11 その他の注意事項

- (1) 修学資金貸与決定者には、平成31年3月27日（水）に開催する新入生オリエンテーションに出席いただきます。
- (2) 本修学資金の貸与を受ける修学生として、地域医療支援センターが主催する各種セミナー や個別面談などに必ず参加することとなっています。
- (3) 就労義務を伴う他の奨学金との併用は認められません。

12 関係書類提出先および問い合わせ先

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL：029-301-3191 / FAX：029-301-3194 / E-mail：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

■ 茨城県地域医療支援センターについて

- 茨城県では、医師修学資金や県地域枠の卒業医師をはじめとする若手医師の皆さんのが県内の医療機関で充実した勤務を過ごしながら自分の希望に応じたキャリアアップが図れるよう、若手医師の皆さんを大きくサポートする「茨城県地域医療支援センター」を平成24年4月に設置しました。
- 地域医療支援センターの特色
 - ◇ 医学生時から県内各医療圏の病院見学や先輩医師からの講話や交流会などの機会をもつことができます。
 - ◇ 専任医師（キャリアコーディネーター）が、面談によりご本人の意向を踏まえて専門医資格取得などのためのキャリアパス（プログラム）を作成します。
 - ◇ 特色の違う病院をローテーションしながら研修ができます。
 - ◇ 多彩な症例が経験でき、技術・臨床能力の向上が図れます。
 - ◇ 医師としての初期段階において身につけておくべき手技習得などを支援します。
 - ◇ 医学生や若手医師同士の交流会などを通じて、生涯に渡る人脈を幅広く築くことができます。

茨城県医師修学資金貸与制度 応募書 兼 面接申込書

(受験生用)

申込年月日	平成 年 月 日		
ふりがな 氏名	男 ・ 女	生年月日	年月日生 (平成31年1月1日現在) 満 才
受験(予定) 大学名 (若しくは正規合格大学名、又は入学手続き済大学名)	1. 2. 3. 4.		
申込時の状況	1. 合格発表前 2. 合格発表後（補欠合格） 3. 合格発表後（正規合格） 4. 入学手続き済 <div style="margin-left: 20px;"> • 該当する番号に○印をつけて下さい。 • 「1」および「2」に○印をつけた方は仮申請となります。面接日（3/23）までに合格が確定した場合、本申請となる旨を3月22日（金）までに、県医療人材課へ必ず連絡して下さい。 </div>		
現住所	〒 電話： () 携帯： ()		
出身学校	名称		
	所在地	〒	
	卒業等	年 月 日 卒業 ・ 卒業見込	
保護者	住所	氏名	続柄
	〒 電話： ()		
※該当がある場合に記入願います。（高校卒業後の在学歴（予備校含む）、就職歴等）			写真貼付欄
卒業後履歴	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		
	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		
	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		

茨城県医師修学資金貸与制度 応募書 兼 面接申込書

(在 学 生 用)

申込年月日	平成 年 月 日		
ふりがな 氏 名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日生 (平成 31 年 1 月 1 日現在) 満 才
大学名 (学年)	_____ (年) ※ 学年は申込時の学年を記入すること。		
現 住 所	〒		
	電話 : ()	携帯 : ()	
出 身 学 校	名 称		
	所在地	〒	
	卒業等	年 月 日	
保護者	住 所	氏 名	続柄
	〒		
電話 : ()			
※該当がある場合に記入願います。(高校卒業後の在学歴(予備校含む), 就職歴等)			
卒業後履歴	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		
	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		
	年 月 日 ~ 年 月 日 ()		

様式第2号(第2条第1号関係)

応募理由書

年　月　日

申請者 氏名

誓約書

年　月　日

茨城県知事　　殿

申請者　氏名　　印

私は、茨城県医師修学資金貸与条例に定める趣旨に従い、茨城県医師修学資金の貸与決定を受けたときは、茨城県医師修学資金貸与条例及び茨城県医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、学業に専念するとともに、地域医療支援センターが開催するセミナー、研修会、個別面談などの支援事業に参加することを誓います。

また、医師免許取得後は、県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域（以下「特定地域」という。）内の医療機関等であって、知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定する医療機関等において医師の業務に従事することを誓います。

備考　自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

茨城県医師修学資金貸与制度 面接票

(受験生用)

作成年月日	平成 年 月 日		
ふりがな 氏名			男 ・ 女
1 趣味・特技	2 好きなスポーツ		
3 クラブ・サークル活動	4 学級委員・運動部の主将等委員や役員の経験		
5 社会参加の経験（ボランティア・アルバイト・その他）			
6 好きな言葉	7 高校生時代等に一番印象に残った事		
8 茨城県の好きな点	9 自分の性格		
10 あなた自身で自分をPRしてください。（あなたが得意なこと、これまでに力を入れてきたことなど、どのようなことでも結構です。）			
11 浪人の場合 前年度の志望大学・学部			
1)	大学	学部	
2)	大学	学部	
3)	大学	学部	
4)	大学	学部	

茨城県医師修学資金貸与制度 面接票

(在 学 生 用)

作成年月日	平成 年 月 日		
ふりがな 氏 名			男 ・ 女
1 趣味・特技	2 好きなスポーツ		
3 クラブ・サークル活動	4 クラブ・サークル以外の活動（文化祭実行委員など）		
5 社会参加の経験（ボランティア・アルバイト・その他）			
6 好きな言葉	7 高校生時代等に一番印象に残った事		
8 茨城県の好きな点	9 自分の性格		
10 あなた自身で自分をPRしてください。（あなたが得意なこと、これまでに力を入れてきたことなど、どのようなことでも結構です。）			

○茨城県医師修学資金貸与条例

平成18年6月21日
茨城県条例第47号

茨城県医師修学資金貸与条例を公布する。

茨城県医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の医師が不足する地域内の医療機関等において、将来医師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県医師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、当該地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(平24条例41・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

2 この条例において「医療機関等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 医療機関
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が指定する施設

(平24条例41・平26条例51・一部改正)

(修学資金の貸与)

第3条 知事は、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学する者(県外の大学の医学を履修する課程に在学する者にあっては、次の各号のいずれかに該当するものに限る。)であって、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関等において将来医師の業務に従事しようとするもの(茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(平成20年茨城県条例第36号)による修学資金の貸与を受けている者を除く。)に対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 県内に居住する者の子弟
- (2) 県外に居住する者の子弟であって、県内の高等学校若しくは中等教育学校を卒業したもの又は特別支援学校の高等部を修了したもの

(平19条例32・平19条例56・平21条例31・平23条例9・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(貸与金額等)

第4条 修学資金の貸与金額は、月額150,000円とする。

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第8条の規定により貸与契約が解除された場合にあっては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

(平21条例14・平29条例14・一部改正)

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、大学の正規の修学期間以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(貸与方法)

第6条 修学資金は、毎年度予算の範囲内で契約(以下「貸与契約」という。)により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第8条 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(学業成績表等の提出)

第9条 知事は、修学生に対し、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

(貸与の停止等)

第10条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この

場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 2 知事は、修学生が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。
- 3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(平21条例14・一部改正)

(返還)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を得なかつたとき。
- (3) 医師の免許を受けた後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかつたとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)。
- (4) 県内の医療機関又は県外の医学を履修する課程を置く大学に付属する病院(以下「県外大学病院」という。)において臨床研修を修了しなかつたとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)。
- (5) 県内の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を修了した後、引き続き県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域(以下「特定地域」という。)内の医療機関等であって、臨床研修の修了及び第13条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定するもの(当該指定後に知事が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関等を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関等として知事が修学生ごとに指定するもの)(以下「指定従事医療機関等」という。)において医師の業務に従事しなかつたとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)。
- (6) 指定従事医療機関等において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により知事が指定した場合並びに第14条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。)。
- (7) 次項の規定により知事が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 医師の免許を受けた後直ちに県内の医療機関又は配偶者(第14条第1項第3号アの規定による合算した期間又は同号イの業務に従事した期間が終了するまでの間に婚

姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)又は介護老人保健施設で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関等」という。)において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関等において次項の規定により知事が指定した期間(第4項の規定により当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第3号に該当する場合を除く。)。

オ 他県指定医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第3号に該当する場合を除く。)。

(8) 医師の免許を受けた後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第14条第1項第4号及び第15条に該当する場合を除く。)。

2 知事は、修学生から他県医療機関において臨床研修を受け、又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該修学生が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

- (2) 修学生及びその配偶者が、指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のために必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。
- 3 前項の場合において、知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間と修学生が修学資金の貸与を受けた期間(当該期間が3年に満たない場合にあっては、3年)とが等しくなるよう、前項の修学生が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。
- (1) 修学生が特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受ける場合
当該臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)と指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間とを合算した期間
- (2) 修学生が特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受ける場合
指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間
- 4 知事は、第2項の規定により期間を指定した場合であって、修学生と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、修学生の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

(平21条例14・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(返還債務の履行の当然猶予)

第12条 知事は、修学生が第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているときは、当該在学に係る期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(平21条例14・一部改正)

(返還債務の履行の裁量猶予)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号にあっては、1年を超えない範囲内において知事が必要と認めた期間に限る。), 修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 医師の免許を受けた後直ちに県外大学病院において臨床研修を受けているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち特定地域外の医療機関(県内の医療機関に限る。次条第1項第2号及び第3号イにおいて同じ。)であって地域において中核的な役割を担う医療機関として知事が定めるもの又は県外の医療機関を実施場所とするものであって、特定地域内の医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が特定地域内の医療の充実に

必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの(同条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。

- (3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(平21条例14・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(返還債務の当然免除)

第14条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。第3号ア及び次条第1号において同じ。)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間(当該期間が3年に満たない場合にあっては、3年。次号において同じ。)に達したとき(第11条第2項の規定により知事が指定した場合を除く。)。
- (2) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき(第11条第2項の規定により知事が指定した場合を除く。)。
- (3) 第11条第2項の規定により知事が指定した場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める期間が指定期間に達したとき。
 - ア 修学生が医師の免許を取得した後直ちに特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間
 - イ 修学生が医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該業務に従事した期間
- (4) 第1号の規定による合算した期間中、第2号の業務に従事した期間中又は前号アの規定による合算した期間中若しくは同号イの業務に従事した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったと

き。

- 2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事できなかった修学生に係る前項第1号から第3号までの規定の適用については、当該修学生は、第13条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、県外の医療機関を実施場所とする認定専門研修を受けた修学生に係る当該指定従事医療機関等又は当該他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。
- 3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった修学生に係る第1項第1号から第3号までの規定の適用については、当該修学生は、引き続き医師業務の従事等をしていたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしていたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。
 - (1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(平21条例14・平24条例41・平26条例51・一部改正)

(返還債務の裁量免除)

第15条 知事は、修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるとときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(平24条例41・全改)

(延滞利息)

第16条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(平25条例25・旧付則・一部改正)

2 当分の間、第16条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

(平25条例25・追加)

付 則(平成19年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(茨城県医師修学資金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前に学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号。以下の項において「平成18年改正法」という。)による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する盲学校、聾ろう学校又は養護学校の高等部を修了した者に対する茨城県医師修学資金貸与条例第3条の規定の適用については、その者は、平成18年改正法による改正後の学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部を修了した者とみなす。

付 則(平成19年条例第56号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年条例第14号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県医師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する契約を結んだ者に係る修学資金の貸与の利息、貸与の停止及び返還債務の履行の当然猶予については、なお従前の例による。

付 則(平成21年条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第41号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県医師修学資金を貸与する契約を結んだ者については、この条例による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例第13条及び第14条第2項の規定を除き、なお従前の例による。

付 則(平成25年条例第25号)抄

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、延滞金、遅延利息又は延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
 - (1)から(4)まで 略
 - (5) 茨城県医師修学資金貸与条例付則第2項

付 則(平成26年条例第51号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日において現にこの条例による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県医師修学資金の貸与を受けている者についても適用する。

付 則(平成29年条例第14号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に大学(大学院を除く。以下同じ。)に入学する者に係る茨城県医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与金額は、この条例による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額又は月額100,000円のうち当該者が同年度における修学資金の貸与に係る契約を締結するに際して選択する額とする。
- 3 平成28年度以前に大学に入学した者に係る修学資金の貸与金額は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○茨城県医師修学資金貸与条例施行規則

平成18年9月28日
茨城県規則第79号

茨城県医師修学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

茨城県医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 応募理由書
- (2) 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業証明書
- (3) 大学の在学証明書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(平19規則36・平19規則90・一部改正、平21規則43・旧第3条繰上・一部改正、平26規則47・一部改正)

(貸与の適否の決定等)

第3条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学資金貸与決定通知書又は修学資金貸与不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(平21規則43・旧第4条繰上)

(貸与契約)

第4条 申請者は、前条第2項の規定による修学資金の貸与の決定の通知を受け取ったときは、遅滞なく、茨城県医師修学資金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(平21規則43・旧第5条繰上・一部改正)

(連帯保証人)

第5条 条例第7条の規定による連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

2 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

3 修学生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。次条及び第7条において同じ。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに、連帯保証人変更届に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(平21規則43・旧第6条繰上・一部改正)

(貸与契約の解除)

第6条 知事は、条例第8条の規定により修学資金の貸与契約を解除したときは、茨城県医師修学資金貸与契約解除通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(平21規則43・旧第8条繰上・一部改正)

(貸与の停止等)

第7条 知事は、条例第10条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止(一時保留)通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(平21規則43・追加)

(医療機関等の指定又は変更)

第7条の2 知事は、条例第11条第1項第5号の規定により、医療機関等を指定し、又は指定に係る医療機関等を変更しようとするときは、あらかじめ、当該修学生と面接を行うものとする。

2 知事は、医療機関等を指定し、又は指定に係る医療機関等を変更することを決定したときは、書面により、その旨を当該修学生に通知するものとする。

(平25規則42・追加、平27規則31・一部改正)

(修学資金返還申告書)

第8条 修学生は、条例第11条第1項各号に掲げる事由が生じたとき(条例第12条又は条例第13条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了したとき。)は、遅滞なく、修学資金返還申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学生的死亡によるものであるときは、当該申告書の提出は、当該修学生的相続人(相続人がないときは、当該修学生的連帯保証人。以下同じ。)が行うものとする。

(平21規則43・旧第9条繰上、平25規則42・平27規則31・一部改正)

(指定期間の指定の申請等)

第8条の2 条例第11条第2項の規定による申請は、指定期間指定申請書に同項各号のいず

れにも該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

- 2 条例第11条第4項の規定による申請は、指定期間変更申請書に知事が必要と認める書類を添えて行わなければならない。
- 3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、指定期間を指定し、又は変更することを決定したときは指定期間指定(変更)通知書により、指定期間を指定せず、又は変更しないことを決定したときは指定期間を指定(変更)できない旨の通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平27規則31・追加)

(当然猶予事由発生届)

第9条 修学生は、条例第12条に該当するときは、遅滞なく、修学資金返還当然猶予事由発生届に大学又は大学院の在学証明書を添えて、知事に届け出なければならない。

(平21規則43・旧第11条繰上・一部改正)

(当然猶予の認定通知等)

第10条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務の履行を猶予することが相当であると認めたときは修学資金返還猶予認定(承認)通知書により、当該猶予することが不相当であると認めたときは修学資金返還猶予不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(平21規則43・旧第12条繰上)

(認定専門研修の申請等)

第10条の2 修学生は、条例第13条第2号の規定による認定(変更に係る認定を除く。次項において同じ。)を受けようとするときは、当該認定に係る研修を受けようとする日の6ヶ月前までに、専門研修認定申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 修学生は、認定を受けた研修を変更しようとするときは、認定専門研修変更申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る研修が特定地域内の医療の充実に必要と認めたときは専門研修(認定専門研修変更)認定通知書により、当該申請に係る研修が特定地域内の医療の充実に必要と認められない場合には専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平25規則42・追加)

(裁量猶予の申請等)

第11条 修学生は、条例第13条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学資金返還裁量猶予申請書に同条各号のいずれかに該当することを

証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 第10条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「第11条第1項の規定による申請」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(平21規則43・旧第13条繰上・一部改正、平25規則42・一部改正)

(当然免除事由発生届)

第12条 修学生は、条例第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、修学資金返還当然免除事由発生届に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 条例第14条第1項第1号から第3号までに該当するとき 業務従事証明書
(2) 条例第14条第1項第4号に該当するとき(修学生が死亡した場合を除く。) 診断書及び心身の故障が起因することを証する書類
- 2 修学生が死亡した場合において、条例第14条第1項第4号に該当するときは、当該修学生的相続人は、遅滞なく、修学資金返還当然免除事由発生届に死亡診断書及び当該死亡が業務に起因するものであることを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(平21規則43・旧第14条繰上、平27規則31・一部改正)

(当然免除の認定通知等)

第13条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務を免除することが相当であると認めたときは修学資金返還免除認定(承認)通知書により、当該免除することが不相当であると認めたときは修学資金返還免除不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(平21規則43・旧第15条繰上)

(裁量免除の申請)

第14条 修学生は、条例第15条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還裁量免除申請書にその事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 修学生が死亡した場合において、条例第15条に該当し、かつ、同条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該修学生的相続人は、遅滞なく、修学資金返還裁量免除申請書に死亡診断書を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 前条の規定は、前2項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「次条第1項及び第2項の規定による申請」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(平21規則43・旧第16条繰上、平25規則42・一部改正)

第15条 削除

(平25規則42)

(期間の計算方法)

第16条 条例第14条第1項から第3項までに規定する期間の計算は、月数によるものとする。

ただし、その数に1月末満の端数があるときは、これを1月とする。

(平21規則43・旧第18条繰上、平25規則42・一部改正)

(他の届出)

第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届
- (2) 退学し、又は退学の処分を受けたとき 退学届
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 辞退届
- (4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき 休学(停学・留年)届
- (5) 復学したとき 復学届
- (6) 卒業したとき 卒業届
- (7) 医師の免許を取得したとき 医師免許取得届
- (8) 臨床研修を開始したとき 臨床研修開始届
- (9) 医師の業務に従事したとき 業務従事開始届
- (10) 医師の業務に従事しなくなったとき 退職届

2 修学生が死亡したときは、当該修学生的相続人は、遅滞なく、修学生死亡届に死亡診断書を添えて、知事に届け出なければならない。

3 医師の業務に従事する修学生は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書に業務従事証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(平21規則43・旧第19条繰上・一部改正、平25規則42・一部改正)

(申請書等の様式)

第18条 次の表の左欄に掲げるこの規則の各条項に規定する当該中欄に掲げる申請書等の様式は、当該右欄に掲げるとおりとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第2条	修学資金貸与申請書	様式第1号
第2条第1号	応募理由書	様式第2号

第3条第2項	修学資金貸与決定通知書	様式第4号
第3条第2項	修学資金貸与不承認決定通知書	様式第5号
第4条	茨城県医師修学資金貸与契約書	様式第6号
第5条第3項	連帯保証人変更届	様式第7号
第6条	茨城県医師修学資金貸与契約解除通知書	様式第8号
第7条	修学資金貸与停止(一時保留)通知書	様式第9号
第8条	修学資金返還申告書	様式第10号
第8条の2第1項	指定期間指定申請書	様式第11号
第8条の2第2項	指定期間変更申請書	様式第11号の2
第8条の2第3項	指定期間指定(変更)通知書	様式第11号の3
第8条の2第3項	指定期間を指定(変更)できない旨の通知書	様式第11号の4
第9条	修学資金返還当然猶予事由発生届	様式第12号
第10条及び第11条第2項	修学資金返還猶予認定(承認)通知書	様式第13号
第10条及び第11条第2項	修学資金返還猶予不認定(不承認)通知書	様式第14号
第10条の2第1項	専門研修認定申請書	様式第14号の2
第10条の2第2項	認定専門研修変更認定申請書	様式第14号の3
第10条の2第3項	専門研修(認定専門研修変更)認定通知書	様式第14号の4
第10条の2第3項	専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書	様式第14号の5
第11条第1項	修学資金返還裁量猶予申請書	様式第15号
第12条第1項及び第2項	修学資金返還当然免除事由発生届	様式第16号
第12条第1項第1号, 第14条第1項第1号及び第17条第3項	業務従事証明書	様式第17号
第13条及び第14条第3項	修学資金返還免除認定(承認)通知書	様式第18号
第13条及び第14条第3項	修学資金返還免除不認定(不承認)通知書	様式第19号
第14条第1項及び第2項	修学資金返還裁量免除申請書	様式第20号
第17条第1項第1号	氏名(住所)変更届	様式第21号
第17条第1項第2号	退学届	様式第22号
第17条第1項第3号	辞退届	様式第23号
第17条第1項第4号	休学(停学・留年)届	様式第24号
第17条第1項第5号	復学届	様式第25号

第17条第1項第6号	卒業届	様式第26号
第17条第1項第7号	医師免許取得届	様式第27号
第17条第1項第8号	臨床研修開始届	様式第28号
第17条第1項第9号	業務従事開始届	様式第29号
第17条第1項第10号	退職届	様式第31号
第17条第2項	修学生死亡届	様式第32号
第17条第3項	業務従事状況報告書	様式第33号

(平21規則43・旧第20条繰上・一部改正、平25規則42・平26規則47・平27規則31・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年規則第43号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年規則第31号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日において現に茨城県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成26年茨城県条例第51号)による改正前の茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号)の規定に基づき茨城県医師修学資金の貸与を受けている者についても適用する。

茨城県医師修学資金貸与契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と連帯保証人（以下「丙」という。）と連帯保証人（以下「丁」という。）とは、茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号。以下「条例」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、茨城県医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与について、次のとおり契約を締結する。

（貸与）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 平成 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日（第3条の規定によりこの契約が解除された場合にあっては、当該解除の日）までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（貸与の停止等）

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第9条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

（契約の解除）

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

（返還）

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第1条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を得なかつたとき。
- (3) 医師の免許を受けた後、直ちに県内の医療機関において臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けなかつたとき（次項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
- (4) 県内の医療機関又は県外の医学を履修する課程を置く大学に付属する病院（以下「県外大学病院」という。）において臨床研修を修了しなかつたとき（次項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
- (5) 県内の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を修了した後、引き続き県内の医師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域（以下「特定地域」という。）内の医療機関等であつて、臨床研修の修了及び第7条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了（同条第1号に該当する場合を除く。）に当たり甲が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定するもの（当該指定後に甲が特定地域内における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関等を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関等として甲が指定する）。

もの) (以下「指定従事医療機関等」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)。

(6) 指定従事医療機関等において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により甲が指定した場合並びに第8条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。)。

(7) 次項の規定により甲が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 医師の免許を受けた後直ちに県内の医療機関又は配偶者(第8条第1項第3号アの規定による合算した期間又は同号イの業務に従事した期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者)が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)又は介護老人保健施設で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関等」という。)において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関、県外大学病院又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関等において次項の規定により甲が指定した期間(第4項の規定により当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第8条第1項第3号に該当する場合を除く。)。

オ 他県指定医療機関等において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関等において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関等において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第8条第1項第3号に該当する場合を除く。)。

(8) 医師の免許を受けた後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第8条第1項第4号及び第9条に該当する場合を除く。)。

2 甲は、乙から他県医療機関において臨床研修を受け、又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、乙が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 乙が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 乙及びその配偶者が、指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のために必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

3 前項の場合において、甲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間と乙が修学資金の貸与を受けた期間(当該期間が3年に満たない場合にあっては、3年)とが等しくなるよう、前項の乙が指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等においてそれぞれ医師の業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 乙が特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受ける場合 当該臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)と指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間とを合算した期間

(2) 乙が特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受ける場合 指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事する期間

4 甲は、第2項の規定により期間を指定した場合であって、乙と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、乙の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

(延滞利息)

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5パーセントの割合（条例付則第2項の規定が適用される場合にあっては、同項に規定する割合）で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の履行の当然猶予)

第6条 甲は、乙が第3条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているときは、当該在学に係る期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(返還債務の履行の裁量猶予)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間（第2号にあっては、1年を超えない範囲内において甲が必要と認めた期間に限る。）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 医師の免許を受けた後直ちに県外大学病院において臨床研修を受けているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち特定地域外の医療機関（県内の医療機関に限る。次条第1項第2号及び第3号イにおいて同じ。）であって地域において中核的な役割を担う医療機関として知事が定めるもの又は県外の医療機関を実施場所とするものであって、特定地域内の医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの（当該認定後に知事が特定地域内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認められた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの）（同条第2項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。
- (3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要と認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認めるとき。

(返還債務の当然免除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該臨床研修の修了に要した期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。第3号アにおいて同じ。）と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が3年に満たない場合にあっては、3年。次号において同じ。）に達したとき（第4条第2項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
 - (2) 医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等において医師の業務に従事した場合であって、当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき（第4条第2項の規定により甲が指定した場合を除く。）。
 - (3) 第4条第2項の規定により甲が指定した場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める期間が指定期間に達したとき。
 - ア 乙が医師の免許を取得した後直ちに特定地域内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間
 - イ 乙が医師の免許を受けた後直ちに特定地域外の医療機関又は県外大学病院において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関等及び他県指定医療機関等において医師の業務に従事した場合 当該業務に従事した期間
 - (4) 第1号の規定による合算した期間中、第2号の業務に従事した期間中又は前号アの規定による合算した期間中若しくは同号イの業務に従事した期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- 2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号から第3号までの規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関等又は他県指定医療機関等において医師の業務に従事していたものとみなされた期間のうち県外の医療機

関を実施場所として行われた認定専門研修の期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号から第3号までの規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしていたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしていたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間、同項第2号の業務に従事した期間又は同項第3号アの規定による合算した期間若しくは同号イの業務に従事した期間に算入しない。

- (1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第9条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第10条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、茨城県医師修学資金貸与条例施行規則（平成18年茨城県規則第79号。以下「規則」という。）第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第11条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲の指示するところによるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 印

乙 住所 (電話)
氏名 印

丙（連帯保証人） 住所 (電話)
氏名 印

丁（連帯保証人） 住所 (電話)
氏名 印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

医師不足地域以外の地域に所在する中核的な役割を担う医療機関

茨城県医師修学資金貸与条例（平成 18 年茨城県条例第 47 号）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関については次のとおりとする。

名 称	所 在 地
総合病院土浦協同病院	土浦市おおつ野 4-1-1
独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター	土浦市下高津 2-7-14
石岡市医師会病院	石岡市大砂 10528-25
山王台病院	石岡市東石岡 4-1-38
公益社団法人地域医療振興協会石岡第一病院	石岡市東府中 1-7
筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保 1-3-1
財団法人筑波学園病院	つくば市大字上横場 2573-1
筑波記念病院	つくば市大字要 1187-299
いちはら病院	つくば市大字大曾根 3681
医療法人社団双愛会つくば双愛病院	つくば市高崎 1008
筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1
水海道さくら病院	常総市水海道森下町 4447
きぬ医師会病院	常総市新井木町 13-3
J Aとりで総合医療センター	取手市本郷 2-1-1
東取手病院	取手市井野字前土井 246
取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市野々井 1926
医療法人社団宗仁会病院	取手市岡 1467
龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里 1-1
牛久愛和総合病院	牛久市猪子町 896
医療法人つくばセントラル病院	牛久市柏田町 1589-3
医療法人社団光仁会総合守谷第一病院	守谷市松前台 1-17
守谷慶友病院	守谷市立沢 980-1
医療法人美湖会美浦中央病院	稲敷郡美浦村宮地字平木 596
東京医科大学茨城医療センター	稲敷郡阿見町中央 3-20-1